

官報

号外 昭和三十年七月十五日

○第二十二回 参議院會議録第三十七号

昭和三十年七月十五日(金曜日)午前十一時五分開議

議事日程 第三十七号

昭和三十年七月十五日

午前十時開議

第一 風俗営業取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第三 歯科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(委員長報告)

第四 齒科技工法案(内閣提出)

(委員長報告)

第五 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第六 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第七 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八郎) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨十三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 千葉 信君

社会労働委員 吉田 法晴君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 吉田 法晴君

社会労働委員 千葉 信君

同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

優生保護法の一部を改正する法律案(谷口三郎君外四名発議)

社会労働委員会に付託

建築士法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)

建設委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を法務委員会に付託した。

裁判所法の一部を改正する法律案(猪俣浩三君外十名提出)

同日議長は左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

女子教育職員の産前産後の休暇中における公立学校の義務教育の正常な実施の確保に関する法律案(木村守江君外五名発議)

同日内閣から、三月二十二日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件」は、公共企業体等労働関係法の「アルコーラ専売事業職員」の勤務地手当の支給または級地改訂に関する紛争」に対する本年一月二十九日の裁定内容が、昭和三十年度本予算が成立していないので、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものとするのが妥当と認められたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたが、今般「昭和三十年度特別会計予算」が成立し、右裁定を実施しうることが明らかになったことを通知する旨の書面を受領した。

去る十二日委員長から提出した左の実地調査のための委員派遣を要求書記の通り議長は一昨十三日これを承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 石炭鉱業合理化臨時措置法案の審査に資するため

一、派遣委員

深水 六郎 山川 良一

三輪 貞治 白川 一雄

一、派遣地 福岡県

一、期間 七月十七日から七月二十一日まで五日間

一、費用 概算四〇、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和三十年七月十二日

商工委員長 吉野 信次

参議院議長河井彌八郎

一昨十三日左の質問主意書を内閣に転送した。

農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問主意書(鈴木一君提出)

建設省直轄堤工事補償に関する再質問主意書(鈴木一君提出)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

財団法人日本海員会館に対する国有財産の譲与に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税関支署の設置に関し承認を求めるの件

公営住宅法第六條第三項の規定に基づき、承認を求めるの件

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

財団法人日本海員会館に対する国有財産の譲与に関する法律案

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案

昭和三十年七月十五日 参議院會議録第三十七号 会議 風俗営業取締法の一部を改正する法律案

りました風俗営業取締法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委

員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法案は衆議院提出にかかるとありまして、元來賭博の本質は一種のスポーツであつて、決して偶然の勝負をかけるものではなく、玉突場の営業の事情もおおむねこの線に沿つて行われているので、現行風俗営業取締法が取締りの対象として、待合、料理店、キャバレー、ダンスホール等のほか、玉突場、マージャン屋、その他設備を設けて客に射撃心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業をあげておる中から、玉突場を削除するというのが、提案理由及び改正内容の大体であります。

地方行政委員会におきましては、七月八日衆議院議員岡田清十郎より提案理由の説明を聞いた後、提案者及び政府側との間に質疑応答を重ねましたが、そのおもなものは、二を申し上げますと、「本法案の成立によつて玉突場が自由に営業を認められた後、賞品を出す等の方法によつて営業をやリ、弊害が認められるようになった場合にはどうするか」との質問に對しましては、政府委員より、「その場合には、その他設備を設けて客に射撃心をそそる虞のある遊戯をさせる営業」に該当するので、取締りの対象になる」旨の答弁がありました。第二に、「玉突場が風俗営業取締りのワケからはずされても、取締り上心配はないか」との質問

に對しましては、政府委員より、「時間、場所の制限がはずされるので、いささか心配がなくなりますが、その点は業者の自衛を期待する」旨の答弁がありました。その他詳細については速記録によつてごらんを願ひたいと存じます。

七月十二日、討論に入りましたところ、格別の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもつて、本法案は衆議院送付原案の通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三、齒科衛生士法の一部を改正する法律案

日程第四、齒科技工法案(いずれも内閣提出)

日程第五、医師國家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案(衆議院提出)

以上、四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。

まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長小林英三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 この法律で「特定毒物」とは、毒物であつて、別表第三に掲げるものをいう。

第三条第三項ただし書中「販売業者」と「販売業者(以下「毒物劇物営業者」という。))に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 毒物若しくは劇物の製造業者又は學術研究のため特定毒物を製造し、若しくは使用することのできる者として厚生大臣の許可を受けた者(以下「特定毒物研究者」という。))でなければ、特定毒物を製造してはならない。

2 毒物若しくは劇物の輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、特定毒物を輸入してはならない。

3 特定毒物研究者又は特定毒物を使用することが出来る者として品目ごとに政令で指定する者(以下「特定毒物使用者」という。))でなければ、特定毒物を使用してはならない。ただし、毒物又は劇物の製造業者が毒物又は劇物の製造のために特定毒物を使用するときは、この限りでない。

4 特定毒物研究者は、特定毒物を學術研究以外の用途に供してはならない。

5 特定毒物使用者は、特定毒物を品目ごとに政令で定める用途以外の用途に供してはならない。

6 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

7 前項に規定する者は、同項に規定する者以外の者に特定毒物を譲り渡し、又は同項に規定する者以外

外の者から特定毒物を譲り受けてはならない。

8 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、特定毒物使用者に對し、その者が使用することが出来る特定毒物以外の特定毒物を譲り渡ししてはならない。

9 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者は、保健衛生上の危害を防止するため政令で特定毒物について品質、着色又は表示の基準が定められたときは、当該特定毒物については、その基準に適合するものでなければ、これを特定毒物使用者に譲り渡ししてはならない。

10 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、特定毒物を所持してはならない。

11 特定毒物使用者は、その使用することが出来る特定毒物以外の特定毒物を譲り受け、又は所持してはならない。

第四条の見出しを(「營業の登録」)に改める。

第五条中「適合しない」と認めるとき」の下に、又はその者が第十九条第二項若しくは第三項の規定により登録を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していないものであるときを加え、同条第一号、第二号及び第五号中「劇物が」の下に「飛

散し、」を加え、同条に次の一号を加える。

六 製造業の登録にあつては、製造所の作業場の構造は、毒物又は劇物が作業場の外に飛散し、漏れ、しみ出、若しくは流れ出、又は地下にしみ込むおそれがないものであること。

第六條の次に次の一條を加える。

(特定毒物研究者の許可)

第六條の二 特定毒物研究者の許可を受けようとする者は、主たる研究所の所在地の都道府県知事を経て、厚生大臣に申請書を出さなければならぬ。

2 厚生大臣は、毒物に關し相當の知識を持ち、かつ、學術研究上特定毒物を製造し、又は使用することを必要とする者でなければ、特定毒物研究者の許可を与えてはならない。

3 厚生大臣は、次に掲げる者には、特定毒物研究者の許可を与えないことができる。

一 精神病者又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者
二 おし、つんぼ、盲又は色盲の者

三 毒物若しくは劇物又は薬事に關する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくな

つた日から起算して三年を経過していない者

四 第十九條第三項の規定により許可を取り消され、取消の日から起算して二年を経過していない者

第七條第一項中「第四條の登録を受けて、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営む者(以下「毒物劇物営業業者」という。)」を「毒物劇物営業業者」に改める。

第八條第二項第二号中「若しくはあへん」を「あへん若しくは覚せい剤」に、同項第三号中「又は盲」を「盲又は色盲」に、同項第四号中「懲役に処せられた者」を「罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前項の規定により限定された課目につき毒物劇物取扱者試験に合格した者は、農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う製造所、営業所又は店舗においてのみ事業管理人となることができる。

5 前二項の規定は、厚生大臣が指定する毒物又は劇物を取り扱う者について準用する。

第九條を次のように改める。

(登録の変更)

第九條 毒物劇物営業業者は、登録を受けた毒物又は劇物以外の毒物又

は劇物を製造し、輸入し、又は販売しようとするときは、あらかじめ、第六條第二号に掲げる事項につき登録の変更を受けなければならない。

2 第四條第二項及び第三項の規定は、登録の変更について準用する。

第十條に次の二項を加える。

2 特定毒物研究者は、左の各号の一に該当する場合には、三十日以内に、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 当該研究を廃止したとき。

3 第一項第三号又は前項第二号の場合において、その届出があつたときは、当該登録又は許可は、その効力を失ふ。

第十一條中「毒物劇物営業業者」の下に「及び特定毒物研究者」を加え、同条第一項中「紛失し、」の下に「飛散し、」を加える。

第十二條第一項及び第三項中「毒物劇物営業業者の下に」及び「特定毒物研究者」を加える。

第十五條第二号中「若しくは大麻」を「大麻、あへん若しくは覚せい剤」に改め、同条の次に次の一條を加える。

(廃業)

第十五條の二 毒物又は劇物は、廃業の方法について政令で定める技

術上の基準に従わなければ、廃業してはならない。

第十六條を次のように改める。

(特定毒物の取扱等)

第十六條 保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で、特定毒物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

2 保健衛生上の危害を防止するため特に必要があるときは、政令で、次に掲げる事項を定めることができる。

一 特定毒物が附着している物又は特定毒物を含有する物の取扱に關する技術上の基準

二 特定毒物を含有する物の製造業者又は輸入業者が一定の品質又は着色の基準に適合するものでなければ、特定毒物を含有する物を販売し、又は授与してはならない旨

三 特定毒物を含有する物の製造業者、輸入業者又は販売業者が特定毒物を含有する物を販売し、又は授与する場合には、一定の表示をしなければならない旨

第十七條第一項中「毒物劇物営業業者」の下に「又は特定毒物研究者」を、「店舗」の下に「研究所」を加える。

第十九條の見出しを「(登録の取消等)」に、同条第三項中「毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受け

ている者」を「毒物若しくは劇物の製造業若しくは輸入業の登録を受けている者又は特定毒物研究者」に、「その登録」を「その登録若しくは特定毒物研究者の許可」に、同条第四項中「毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者」を「毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者又は特定毒物研究者」に改める。

第二十條第一項中「前条第三項を「前条第二項又は第三項」に、「毒物劇物営業業者」を「毒物劇物営業業者若しくは特定毒物研究者」に、同条第二項及び第三項中「毒物劇物営業業者」を「毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、その毒物劇物営業業者若しくは特定毒物研究者又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前条第二項又は第三項の処分を行うことができる。

第二十一條を次のように改める。

(登録が失効した場合等の措置)

第二十一條 毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者は、その営業の登録若しくは特定毒物研究者の許可が効力を失ひ、又は特定毒物使用者でなくなつたときは、十五日以内に、毒物若しくは劇物の製造業者若しくは輸入業者

又は特定毒物研究者にあつては厚生大臣に、毒物若しくは劇物の販売業者又は特定毒物使用者にあつては都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならぬ。

2 前項の規定により届出をしなければならぬ者については、これらの者がその届出をしなければならぬこととなつた日から起算して五十日以内に同項の特定毒物を毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者に譲り渡す場合には限り、その譲渡及び譲受については、第三条の二第六項及び第七項の規定を適用せず、また、その者の前項の特定毒物の所持については、同期間に限り、第三条の二第十項の規定を適用しない。

8 毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者であつた者が前項の期間内に第一項の特定毒物を譲り渡す場合においては、第三条の二第八項及び第九項の規定の適用については、その者は、毒物劇物営業業者又は特定毒物研究者であるものとみなす。

4 前三項の規定は、毒物劇物営業業者、特定毒物研究者又は特定毒物使用者が死亡し、又は法人たるこれらの者が合併によつて消滅した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者

又は合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者について準用する。

第二十二條の見出しを「(営業業者及び特定毒物研究者以外の者に対する準用)」に、同条中「第十一條第一項」を「第十一條」に、「第十七條並びに前条」を「並びに第十七條」に、「毒物劇物営業業者」を「毒物劇物営業業者及び特定毒物研究者」に改め、同条に次の一項を加える。

2 厚生大臣又は都道府県知事は、前項の者が同項で準用する第十一條の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

第二十四條第一号中「第三條」を「第三條又は第三條の二」に、同条第二号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 第十五條の二の規定に違反した者
第二十四條の次に次の一條を加える。

第二十四條の二 第二十二條第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十五條第一号中「第十條第三号」を「第十條第一項第三号又は第二十一條第二号」に改め、同条の次に次の一條を加える。

項第二号」に、同条第三号及び第四号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、同条第五号中「第二十一條(第二十二條で準用する場合を含む。)」を「第二十一條第一項(同条第四項で準用する場合を含む。)」に改める。

第二十六條中前二條を「前三條」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第二十七條 第十六條の規定に基く政令には、その政令に違反した者を二年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の規定及び法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関してその政令の違反行為をしたときはその行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金を科する旨の規定を設けることができる。

別表第一第十号中「モノフルオール酢酸」を「モノフルオール酢酸」に改め、同表中第十一号を第十九号とし、第十号の次に次の八号を加える。

十一 テトラエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
十二 ヘキサエチルピロホスフェイト及びこれを含有する製剤
十三 ジエチルパラニトロフェニル

ルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十五 エチルパラニトロフェニルチオホスフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
十六 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
十七 ニークロル―四―メチル―六―ジメチルアミノピリミジン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
十八 オクタメチルピロホスホルアミド及びこれを含有する製剤
別表第二十号中「クロル酢酸」を「クロル酢酸」に、同表第四十号中「パラフェニレンジアミン、パラトルイレンジアミン、パラトルイレンジアミン」に改め、同表第五十三号を第五十八号とし、第五十二号の次に次の五号を加える。

五十三 プロムメチル
五十四 ニー四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール及びこれを含有する製剤。ただし、二―四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェニール一五％以下を含有する製剤を除く。

五十五 ベンタクロルフェニール、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ベンタクロルフェニールとして五％以下を含有するものを除く。

五十六 ニーイソプロピル―四―メチルピリミジル―六―ジエチルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
五十七 ジクロルベンジル酸、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ジクロルベンジル酸として一五％以下を含有するものを除く。

別表第二の次に別表第三として次のように加える。

別表第三
一 四エチル鉛
二 モノフルオール酢酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
三 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
四 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤
五 パラクロルフェニルジアゾチオウレア、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
六 ニークロル―四―メチル―六―ジメチルアミノピリミジ

ン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤
別表第二十号中「クロル酢酸」を「クロル酢酸」に、同表第四十号中「パラフェニレンジアミン、パラトルイレンジアミン、パラトルイレンジアミン」に改め、同表第五十三号を第五十八号とし、第五十二号の次に次の五号を加える。

昭和三十年七月十五日 参議院會議録第三十七号 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案外三件

ン、その種類及びこれらのいずれかを含有する製剤

七 オクタメチルピロホスホルア

ミド及びこれを含有する製剤
八 前各号に掲げる毒物のほか、これらと同等以上の毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

附則

1 この法律は、公布の日から起算して五十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際現に事業管理人の業務に従事している者であつて、この法律の施行前に毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算してこの法律の施行の際まだ三年を経過していないものの事業管理人となる資格については、その者が当該製造所、営業所又は店舗において引き続きその業務に従事する場合に限る。第八條第二項第四号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日

社会労働 小林 英三
委員長

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

加藤 武徳 高野 一夫
竹中 勝男 阿具根 登
河合 義一 谷口弥三郎
横山 フク 榊原 亨
相馬 助治 長谷部ひろ

題名の改正規定を削る。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める規定を削る。

第二条の改正規定中「歯科衛生婦」を「歯科衛生士」に改める。

第三条の改正規定を削る。

第六条並びに第七条第一項及び第二項の改正規定を削る。

第九条の改正規定を削る。

第十二条の改正規定及び同条の次に二条を加える改正規定中「第一号及び第三号中「歯科衛生士学校」を

「歯科衛生婦学校」に、同条第二号中「歯科衛生士養成所」を「歯科衛生婦養成所」に、同条第三号中「歯科衛生士免許」を「歯科衛生婦免許」に改め、同条」を削る。

第十三条の次に一条を加える改正規定中「歯科衛生婦」を「歯科衛生士」に改める。

附則を第一項とし同項の次に一項を加える改正規定中「男子である歯科衛生士」を「第二条に規定する業務を行う男子」に改める。

附則第二項から第四項まで及び附則第八項を削る。

附則第五項中「歯科衛生婦」を「歯科衛生士」に改め、同項を附則第二項とし、同項に見出しとして「(経過規定)を加え、以下附則第七項まで順次三項ずつ繰り上げる。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、歯科衛生士が当然歯科診療の補助に関する業務を行うことができることにするとともに、歯科衛生士の試験に関する規定を整備する等必要な改正をしようとするのであつて適当な措置であるとするが、歯科衛生士の免許は女子に与えるのを建前とするものとすると、これに伴つて「歯科衛生士」の名称をも「歯科衛生婦」と改めることは妥当性を欠くと思われるので本委員会においては、名称の改定規定を削除する等必要の修正を行つた。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十年五月二十五日

内閣総理大臣 鳩山 一郎

歯科衛生士法の一部を改正する法律案

「歯科衛生士法の一部を改正する法律案」を「歯科衛生士法の一部を改正する法律案」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

第五条第二号中「業務」の下に「(歯科診療の補助の業務を含む)」を加える。

第六条並びに第七条第一項及び第二項中「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

第七条第二項中「歯科衛生士免許証」を「歯科衛生婦免許証」に改める。

第八条第二項中「業務」の下に「(歯科診療の補助の業務を含む)」を加える。

第九条中「歯科衛生士」を「歯科衛生婦」に改める。

第十一条第三項中「歯科医師国家試験委員」を「歯科医師試験審議会の委員」に改める。

第十二条第一号及び第三号中「歯科衛生士学校」を「歯科衛生婦学校」に、同条第二号中「歯科衛生士養成所」を「歯科衛生婦養成所」に、同条第三号中「歯科衛生士免許」を「歯科衛生婦免許」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 歯科医師試験審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第十二条の三 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に關係のある者について、

その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十三条中「第二条」を「第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の二 歯科衛生師は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

第十六条を次のように改める。

第十六条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者
 - 二 第十二条の二の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者
 - 三 第十三条の二の規定に違反した者
- 附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 男子である歯科衛生士については、この法律の規定を準用する。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この法律による改正前の歯科衛生士法（以下「旧法」という。）の規定によりなされた免許その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの法律による改正後の歯科衛生師法（以下「新法」という。）の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

3 旧法の規定による歯科衛生士試験に合格した者は、新法第三条の規定にかかわらず、歯科衛生師免許を受けることができる。

4 旧法第十二条の規定に該当する者は、新法第十二条の規定にかかわらず、歯科衛生師試験を受けることができる。

5 新法第八条第二項の規定は、歯科衛生師が歯科診療の補助に關しこの法律の施行前に行つた犯罪又は不正の行為についても、適用する。

6 この法律の施行前歯科衛生士である間に歯科診療の補助に關し保健婦助産婦看護婦法第三十一条第一項又は第三十二条の違反行為をした者の処罰については、その者が

がその間に歯科診療の補助に關し同法第三十七条本文に規定する行為をしたものである場合に限り、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同法第三十七条本文に規定する行為をするに際して主治の歯科医師又は医師の指示を受けたものであるとき、又は臨時応急の手当としてその行為をしたものであるときは、この限りでない。

7 前項の場合においては、その刑は、同項の規定にかかわらず、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金とする。

(厚生省設置法の一部改正)

8 厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

第五号第三十九号及び第十号第三号中「歯科衛生士」を「歯科衛生師」に改める。

審査報告書

歯科技工法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日

社会労働 小林 英三
委員長
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤 武徳 高野 一夫
竹中 勝男 阿具根 登
河合 義一 有馬 英二
森田 義衛 田村 文吉
谷口 三郎 榎原 孝
常岡 一郎 横山 フク
相馬 助治 長谷部 ひろ

目次中「（第二十一条—第二十六条）」を「（第二十一条—第二十七条）」に、「（第二十七条—第三十一条）」を「（第二十八条—第三十二条）」に改める。

第十二条第一項中「歯科技工士学校又は同条第二号に規定する」を削る。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第十六条を次のように改める。

第十六条 この章に規定するもののほか、第十四条第一号に規定する歯科技工士養成所並びに試験科目及び受験手続その他試験に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第十八条に次のただし書を加える。

ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に

基いて行つた場合は、この限りでない。

第二十六条を第二十七条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(広告の制限)

第二十六条 歯科技工の業又は歯科技工所に關しては、文書その他いかなる方法によるを問はず、何人も、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

一 歯科医師又は歯科技工士である旨

二 歯科技工に従事する歯科医師又は歯科技工士の氏名

三 歯科技工所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項

2 前項各号に掲げる事項を広告するに當つても、歯科医師若しくは歯科技工士の技能、経歴若しくは学位に關する事項にわたり、又はその内容が虚偽にわたつてはならない。

繰り下げ後の第三十一条第二号中「又は第二十二條」を「第二十二條又は第二十六條」に改め、同条第三号中「第二十六條第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

繰り下げ後の第三十二条中「第二十八條第四号」を「第二十九條第四号」に改める。

(試験の実施)

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審議会委員に、試験の基準に関し、歯科技工士試験審議会を指導させることができる。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 歯科医師試験審議会又は歯科技工士試験審議会委員その他の試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に当つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

- 一 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者
- 二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、都道府県知事は、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができ、この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に關して必要な事項は、文部省令又は厚生省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第十七条 歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

2 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第二項の規定により歯科医業の停止を命ぜられた歯科医師は、業として歯科技工を行つてはならない。

(歯科技工指示書)

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行つてはならない。

(指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は歯科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は歯科技工所で行われた歯科技工に係る前条の指示書を、当該歯科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

(業務上の注意)

第二十条 歯科技工士は、その業務を行うに當つては、印象採得、咬合採得、試験、装着その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章 歯科技工所

(届出)

第二十一条 歯科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を歯科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

ればならない。届け出た事項のうち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 歯科技工所の開設者は、その歯科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した歯科技工所を再開したときも、同様とする。

(管理者)

第二十二条 歯科技工所の開設者は、自ら歯科医師又は歯科技工士であつてその歯科技工所の管理者となる場合を除くほか、その歯科技工所に歯科医師又は歯科技工士たる管理者を置かなければならない。

(管理者の義務)

第二十三条 歯科技工所の管理者は、その歯科技工所に勤務する歯科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けるところがないように必要な注意をしなければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、歯科技工所の構造設備が不完全であつて、当該歯科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、歯科技工所の開設者が前条の規定に基く命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行つまでの間、その歯科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該役員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該役員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、歯科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると

認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者

四 第二十五条の規定による処分に違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

二 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八条第四号又は前条第二号若しくは第三号の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)

第二条 歯科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に歯科技工の業務を行つてゐるもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上以上歯科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として歯科技工を行つてゐるもの又は第二十二條の規定にかかわらず、歯科技工所の管理者となることが出来る。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十三年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として歯科技工を行つてゐる者(以下「特例技工士」という。)については、第十八条及び第二十条の規定を準用する。

4 前項において準用する第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することが出来る。第九条の規定は、この場合において準用する。

6 前項の規定に基く処分に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)

第三条 昭和三十三年までは、第十二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少く

とも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)

第四条 第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる歯科技工については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、準用しない。

(特例技工所)

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行つ場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われな

いものを除くものとし、以下「特例技工所」という。)及びその管理者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二條中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定による処分に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処し、同項において

準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設してゐる者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五条第二項又は前条第二項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又

は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八条 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生師、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

う師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十條第三号中「歯科衛生師」の下に「歯科技工士」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年七月五日

衆議院議長、益谷 秀次
参議院議長、河井彌八郎

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

従前の規定による中学校若しくは高等女学校の卒業者又は専門学校入学資格規定(大正十三年文部省令第二十二号)により専門学校入学資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限三年以上の医学の教習を目的とする学校(医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)第十一條第一号及び第四十三條の規定による大学及び専門学校を除く)を卒業した者、同法第三十六條第三項又は第四項の規定により従前の例による試験を受けることができた者(医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)第二條の規定

の適用を受ける者を除く)、昭和二十年八月十五日以前に朝鮮總督府の行った医師試験の第一部試験に合格し、又は滿洲國の行った医師考試の第一部考試に及格した者及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者は、医師法第十二條の規定にかかわらず、昭和三十一年十二月三十一日までに行われる医師国家試験予備試験を受けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部改正)

2 歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「試験を受けることができる者」の下に「(医師等の免許及び試験の特例に関する法律(昭和二十八年法律第九十二号)第四條の規定の適用を受ける者を除く)」を加え、「この法律施行の日から五年以内」を「昭和三十一年十二月三十一日まで」に改める。

「小林英三君登壇、拍手」

○小林英三君 たいだいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、歯科衛生士法の一部を改正する法律案、歯科技工法案、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、社会労働委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告を申し上げたいと存じます。

使用、譲渡、譲り受け、所持等を認め、かつ保健衛生上必要があり得る場合には、一定の品質、着色、表示等、従来とは同様の基準を設けまして、その基準に適合するもののみについて生産、流通を認めていこうとするものでございます。

まず、毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

改正の第二点は、現在毒物、劇物を廃棄する場合に、一定の適正な方法に基いて行われなければならない、これまた保健衛生上種々の事故を発生するおそれがあるために、政令で定める廃棄の方法に関する技術上の基準に従いまして行ふようにいたしましたことであります。

本改正の第一点は、現在毒物といたしまして、本法の取締の対象となっておりまゝのものの中で、特に毒性の強烈なものにつきまして、特別の規制を行わんとするものでございます。現在毒性の強烈な数種の毒物につきまして、政令で主としてその使用の面につきまして、一般の毒物よりも強い規制を加えておるのであります。法律で定める比較的簡単な手続を経ることによりまして、何人も容易に入手することのできる仕組みになっております。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案について申し上げます。改正の最も主要な点は、歯科衛生士が歯科診療の補助に關する業務を行うことができることにいたしましたのであります。従来歯科診療の補助に關する業務は、看護婦または准看護婦でなければならぬことになって

おったのであります。歯科衛生士は、歯科医師の直接指導のもとに歯石の除去、あるいは薬物の塗布等の業務を行いまして、歯科医師の診療の補助の業務はできないことになっておったのであります。これは現実には非常な不便があるばかりでなく、教育内容から見ても、歯科診療の補助に關しましては十分その能力を有するものと認められるのであります。その診療補助ができるようにこれを改正しようとするものであります。なお、これに伴いまして、看護婦または准看護婦の場合と同様に、主治の歯科医師の指示があつた場合は、診療機械を使用し、または医薬品を授与する等、歯科医師が行うのでなければ、衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならぬことになってゐるのであります。

以上の改正に伴いまして、従来看護婦または准看護婦のみに許された業務でありました歯科診療の補助という業務も行うことができることになりましたので、歯科衛生士の免許は女子に与えるのを建前とすることとし、これに伴つて名称を歯科衛生婦に改めることにしたのであります。が、保健婦助産婦看護婦法の例に準じ、附則において、男子たる歯科衛生手についても、歯科衛生婦と同様の業務を行うことができ、その道を開いておるのであります。社会労働委員会におきましては、本案について慎重審議を重ねましたが、

主として歯科衛生士を歯科衛生婦とする名称の変更及び男子をも例外的に認めるという問題等について熱心なる質疑が行われましたが、原案に対する質疑を打ち切り、次いで補原委員より修正案が提出されましたが、その要旨は次の通りであります。

第一は、歯科衛生婦を従来通り歯科衛生士に改めること。第二には、附則改正規定中「男子である歯科衛生手」を「第二条に規定する業務を行う男子」に改めることとしたのであります。かくて質疑を打ち切り、討論に入り、またところ、常任委員より緑風会を代表して、修正案に反対し、原案に賛成、加藤委員より自由党を代表して、修正案に賛成、有馬委員より民主党を代表して、修正案に反対、原案に賛成、竹中委員は社会党第四控室を代表し、相馬委員は社会党第二控室を代表し、長谷部委員は無所属クラブを代表して、いずれも修正案に賛成の意を表せられたのであります。

討論を終了し、まず修正案について採決を行いました。多数をもって可決すべきものと決定いたしました。次に修正の部分を除く原案について採決を行いました。全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よつて本案は、多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

続いて歯科技工法案について申し上げます。

近年、歯科医療に対する国民の需要がますます高まってきたる關係上、歯科医療中の歯科技工につき、歯科医師のほか、いわゆる歯科技工士に委託する場合は次第に多くなり、これら歯科技工士と称する人々の役割が漸次高まってくることも、その数が相当多きに上つて参つたのであります。しかるにこれら歯科技工士については、現在何ら法的規制が加えられておらず、またこれらの者の中で、正規の職業教育を経た者は極めて少数で、大部分は徒弟見習として習熟した者であります。

従つてその技術内容も千差万別であり、国民の歯科医療を確保する上に、はなはだ欠ける点が多かつたのであります。このような状態にかんがみまして、歯科技工士の資格を定めて、その資格の向上をはかるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、歯科医師の業務を適正に補足させることによつて、歯科医療の普及と向上に寄与しようとするのが本法案の提案理由であります。

次にその要旨とするところは、第一に、歯科技工士の免許は、都道府県知事の行う試験に合格した者に対して、都道府県知事が与えることとしてあります。第二に、歯科医師または歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行なつてはならないことになっております。

第三に、歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととあります。第四に、歯科技工を行う場所である歯科技工所について、開設の届出義務、管理者の設置義務等、必要な規制をするともに、これに対して行政庁の一定の監督権を定めております。

社会労働委員会におきましては、本案につき、きわめて熱心なる質疑が行われまして、質疑を打ち切り、次いで加藤委員より修正案が提出されましたが、その要旨は次の通りであります。

すなわち、歯科技工士の指定養成所を厚生大臣に一元化すること。第二は、病院または診療所内で歯科医師の直接指示による場合は、指示書を必要としないこと。第三は、歯科技工士の広告を制限する規定を設けたこととあります。

かくして質疑を終り、討論に入りましたところ、相馬委員より、修正案及び修正の部分を除く原案に賛成し、歯科診療法の混乱を防止すべく運用してまいりたいとの要望がありました。

討論を終了し、まず修正案について採決を行いました。全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。次に修正の部分を除く原案について採決を行いました。これもまた、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。よつて本案は、全会一致を

もつて修正議決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、医師国家試験予備試験の受験資格の特例に關する法律案について申し上げます。

現在医師または歯科医師になるためには、国家試験に合格しなければならぬのであります。が、次の四つの場合、すなわち、第一は、従前、大陸、特に満洲方面向けの医師の養成を目的とした学校を卒業した者、第二は、正規の日本の医学校または歯科医学校を出てはならないが、朝鮮、中華民國、臺灣、マライ、シンガポール等の現地におきまして、免許を受け、医業または歯科医業を営み、終戦により内地に引き揚げた者のために、従来国民医療法施行令特例の試験による救済手段が講ぜられていたものであります。この試験を受けて二度とも合格しなかつた者、第三は、朝鮮及び満洲国におきまして、医師または歯科医師試験の第一部の試験に合格した者、第四は、終戦後の医学教育制度の改革により廃校となつた医学専門学校において第四学年の課程を修了した者、これらの四つの場合に對しましては、それぞれ医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験に合格し、さらに医師国家試験を受けて医師または歯科医師になる道が開かれてゐるのであります。しかしながら、現在医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験に合

格しなかつた者につきましては、昭和二十八年三月二十三日以降、ソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満洲または中国本土より引き揚げた者を除きましては、医師国家試験予備試験に

ついては、昭和二十九年十二月二十六日以降は、試験を受けることができません。歯科医師国家試験予備試験については、本年八月二十四日以降は、試験を受けることができませんのであります。本法律案は、医師国家試験予備試験または歯科医師国家試験予備試験の実施期間を昭和三十一年十二月三十一日まで延長して、これらの人々に受験資格を与え、将来に希望を持たせる措置を講ずる必要があるとするものであります。

社会労働委員会におきましては、医師国家試験予備試験受験者の現況等につきましては質疑が行われたのであります。質疑を終り、討論を省略いたしました。採決の結果、全会一致をもちまして、衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより四案の採決をいたします。

まず、事物及び劇物取締法の一部を改正する法律案、全部を問題に供し

す。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもちて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、歯科衛生

士法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。委員長(報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、歯科技工

法案、全部を問題に供します。委員長(報告は、修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもちて委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 次に、医師国家

試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもちて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、教育

公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。文教委員長笹森嘉造君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年七月五日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 河井彌八郎

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

公立又は官立若しくは国立の学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の学校看護婦(昭和四年十月二十九日以後

において、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で児童、生徒等の養護に当たつていたものをいう。)の職にあつた者が、引き続き公立又は官立若しくは国立の学校の養護指導、養護教員(国民学校の地方技官及び官立の学校の附属国民学校の文部技官をいう。)、養護教諭又は養護助教諭となつた場合には、その者に対する教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第三十二条の規定による恩給法(大正十二年法律第四十八号)の準用又は恩給法の適用については、当該養護指導、当該養護教員、当該養護教諭又は当該養護助教諭としての在職に接続する当該学校看護婦としての引き続く在職を恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第三十二条第二項に規定する準教育職員としての在職とみなす。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、この法律施行の際現在に在職している者に限り適用する。ただし、この法律施行前に既に給与事由の生じた場合であつても、その者が再就職し、この法律施行後退職し、又は死亡した場合にも適用があるものとする。

〔笹森嘉造君登壇 拍手〕
○笹森嘉造君 ただいま上程されました「教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案」について、文教委員会における審議の経過並びにその結果を御報告いたします。

本法案は、衆議院議員赤城宗徳君の提案にかかり、すでに衆議院において可決の上、本院へ送付されたものであります。制度上長い変遷の歴史を持つ養護教諭、養護助教諭が、その学校看護婦と呼ばれた時代から、一貫して児童、生徒等の養護に心をささげて参りました者も、すでに老境に入り、退職勧告を受ける者すら散見するに至つてゐる現状でありますので、これらの養護教諭の老後を保障し、あわせて学校教育の遂行を資せんとするのが提案の理由であります。

次に、法案の要点を申し上げますと、学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の名称で、学校において児童生徒等の養護をつかさどつていた職員が、引き続き国民学校令による養護指導、養護教員となつた場合や、あるいは養護教諭、養護助教諭になつた場合には、その前身たる学校看護婦の在職を、昭和二十六年法律第八十七号による改正前の恩給法上の準教育職員としての在職とみなして、改正前の恩給法

昭和三十年七月十五日 参議院會議録第三十七号 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

第四十二条により、恩給法上の公務員たる在職年に学校看護婦等の在職年数数の二分の一に相当する年月数が通算されることになりす。

次に、審議の過程におきましての質疑と、これに対する提案者並びに政府の答弁を申し上げます。

まず、「本法成立に伴う財政措置いかん」との質問に対し、「目下内閣において協議中である」との答弁がありました。

「学校看護婦と職種上同様とみなされるものが他にも考えられるが、それらを包含しないのは公平を欠くおそれはないか」との質問に対し、「学校看護婦はその職種上さらに上位の職に昇進し、恩給法上の受給対象となる機会が全く与えられていなかった特異の例に当るから、この際、本法によってこれを救済したい意向である」との答弁がありました。

「国庫納付金はさかのぼって納めるのか」との質問に対しては、「これを免除してもらふ心組みである」との答弁でありました。その他の点に関する質疑応答の詳細については会議録に譲ることといたします。

かくて討論に入り、高橋、吉田、高田の各委員より、本案のごとき提案に際しては、政府与党間に円滑な協議が得られるよう、今後、両者は十分連絡を密にされたい。本案には、学校看護婦であつた者のうち、常勤、非常勤の別が不明確である。本案は異例中の異例であるが、人事院勧告の線にも沿

うものと思われる。本法の施行に際しては十分な監督がなされることを希望する。今後養護教諭の養成に力をいたし、整理等のないように希望する、等の意見を付して賛成討論があり、続いて採決の結果、全会一致をもって、本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第七、日本航空株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長長の報告を求めます。運輸委員長加藤シヅエ君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

正する法律案

日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(取締役及び監査役の人數)

第四条 会社の取締役は、十人以上(うち、代表取締役二人)、監査役は、三人以内とする。

(社長及び副社長)

第四条の二 会社に社長一人及び副社長一人を置き、代表取締役をもつてあつて。

2 社長は、取締役会を主宰し、その決議に基づき、会社の業務を総理する。

3 副社長は、社長を補佐し、社長に事故があるときは、その職務を代理し、社長が欠けたときは、その職務を行う。

4 会社は、取締役会の決議をもって、社長、副社長及びその他の常務執行役員の職務を定めるなければならない。

○代表等の決定
(○取締役及び監査役の選任等の決議)

第四条の三 会社の取締役及び監査役の選任及び解任の決議並びに商法第二百六十一条第一項の規定による会社の代表取締役の決定の決議は、運輸大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第四条の四 会社の取締役は、他の常務執行役の職務に従事する報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を得たときは、この限りでない。

第八条を次のように改める。

(補助金の交付)

第八条 政府は、会社に対し、その行方国際路線における定期航空運送事業の維持発展を図るため必要があるとき、補助金を交付することができる。

第十二条中「又は担保に供し」を「若しくは担保に供し、又は有償で取得し」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(事業計画等に関する監督)

第十二条の二 会社は、毎營業年度の開始前に、運輸省令で定めるところにより、当該營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣に提出して、その認可を受ける。

けなければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。

2 運輸大臣は、会社に対し、その業務の適正な運営を確保するため特に必要があるときは、事業計画及び資金計画の実施並びに収支予算の執行について、監督上必要な命令をすることができる。

第十三条中「及び前条」を「第十二条及び前条第一項」に改める。

第十八条第二号中「又は担保に供した」を「若しくは担保に供し、又は取得した」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号の次に次の二条を加える。

三 第十二条の二第一項前段の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

四 第十二条の二第二項の規定に基く命令に違反したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現在に在任する日本航空株式会社取締役及び監査役の任期は、この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までとする。

3 この法律の施行後最初の株主総会の終結の時までは、改正後の日本航空株式会社法第四条、第四条

の二及び第四条の四の規定は、適用しない。

〔加藤シヅエ君登壇、拍手〕

○加藤シヅエ君 たいま議題となりました日本航空株式会社法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この改正案の目的は、日本航空株式会社に対する政府の助成措置を厚くすることに対応して、政府の監督権を強化しようとするところにあるのであります。その要点を申し上げますと、第一は、役員の人数を、取締役については十五人以上、監査役については三人以内と法定することであり、第二は、代表取締役のほか、新たに常勤の取締役の選任を運輸大臣の認可事項とするにとり、それらの者の兼職を制限することであり、第三は、現行法の補助規定を改めまして、国際航空育成の趣旨を明確にすることであり、第四は、事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣の認可事項とすることであり、第五は、この改正案は政府提出にかかるものであります。衆議院において修正を加えられたのであります。その要点を簡単に申し上げますと、

第一は、政府原案における取締役の人数十人以上とありましたのを、十五人以上としたことであり、第二は、政府原案では、役員全員の選任及び解任並びに代表取締役の決定の決議を認可事項とし、また取締役全員について兼職を制限していたのであります。これを、認可を要するのは代表取締役及び常勤の取締役の決定の決議とするにとり、兼職の制限もそれらの者に限定したことであります。第三は、監督上必要な命令を指示に改め、かつ、これに関する罰則を削ったことであり、第四は、運輸委員会における質疑の模様を簡単に申し上げますと、将来における日本航空株式会社の資本構成や経営形態等につきましての委員の質疑に対し、運輸大臣は、「激烈な国際競争にある国際航空事業の特殊性にかんがみ、民営の企業形態が望ましい」と考へており、国営形態にすることは考えていない。また日本航空株式会社に民間資本の参加を期待するためには、企業をペイし得る状態にすることが必要であり、三年ぐらゐ後にはこれを實現したいと希望しており、この場合には、政府出資は漸次これを民間資本に切りかえてゆくことが望ましい」との趣旨の答弁をいたしました。その他、特に会社自体の創意工夫による潤滑なる企業意欲による経営を必要とする国際航空事業の特殊性や、会社成立当時におけるいきさつにかんがみまして、会長制の廃止、取締役の人数やその選任、兼職に関する制限、会社に対する監督命令権の是非について質疑が行われたのであります。詳細は速記録に譲ることといたしたいと思ひます。

討論に入り、仁田竹一委員より、次の決議案を付して賛成意見が述べられました。次に決議案を朗読いたします。

政府は、今回日本航空株式会社法の一部を改正し、わが国航空事業の助成をはかるとともに、その監督を強化せんとするが、競争激甚なる国際航空業界に伍し、わが国航空事業の確立発展を期するためには、本法制定の基本原則たる民営企業形態にのつとるべきことを受当とするが故に、経営面における干渉が過度なされる傾向をたどることは避くべきである。ことに、わが国国際航空の将来は発展の余地大であり、従って資本額の増加も期待せらるる際、政府の監督いかによつては民営企業意欲と出資を阻害する事態を生ずるおそれがある。よつて政府は、本法施行に当つては民営企業形態の本旨を尊重するより特段の配慮をなすべきである。

右決議する。

次小酒井義男委員より、日本航空株式会社が成立以来赤字経営を重ねてゐる実情にかんがみ、(一)本会社の経営責任を明確にすること。(二)採算上自立し得るより政府は指導育成すること。

白決議案の趣旨には賛成であるが、不当の干渉はこれを避くべきであるとしても、国家助成を行つて、政府が監督を怠らぬことは必要であることの見解を付して、本法案及び決議案に対して賛成意見が述べられました。

かくて討論を打ち切り、採決に入りましたところ、本法案は、衆議院の送付案通り可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

次に仁田委員提出の決議案につきまして採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決されました。

以上、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十九分散会

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 風俗営業取締法の一部を改正する法律案

一、日程第二 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

一、日程第三 歯科衛生士法の一部を改正する法律案

一、日程第四 歯科技工法案

一、日程第五 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

一、日程第六 教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

一、日程第七 日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君
副議長 重宗 雄三君

議員
上林 忠次君 加賀山之雄君
梶原 茂嘉君 飯島連次郎君
井野 碩哉君 赤木 正雄君
森田 義衛君 森 八三一君
村上 義一君 宮城タマヨ君
三木興吉郎君 三浦 辰雄君
前田 久吉君 廣瀬 久忠君
早川 慎一君 野田 俊作君
野本 品吉君 中山 福蔵君
豊田 雅孝君 常岡 一郎君
土田国太郎君 田村 文吉君
館 哲二君 竹下 豊次君

昭和三十年七月十五日 参議院會議録第三十七号

高橋 道男君	高瀬 莊太郎君	川村 松助君	白波瀬 米吉君
新谷 寅三郎君	島村 軍次君	西川 甚五郎君	秋山 俊一郎君
佐藤 尚武君	河野 謙三君	湯山 勇君	中川 以良君
高良 とみ君	小林 武治君	黒川 武雄君	井上 知治君
小林 政夫君	後藤 文夫君	池田 幸右衛門君	岩沢 忠恭君
岸 良一君	北勝 太郎君	内村 清次君	秋山 長造君
関根 久蔵君	石川 榮一君	阿具根 一登君	海野 三朗君
伊能 芳雄君	青柳 秀夫君	大倉 精一君	河合 義一君
西川 弥平治君	石井 桂君	岡 三郎君	龜田 得治君
川口 爲之助君	吉田 萬次君	近藤 信一君	小林 亦治君
佐藤 清一郎君	谷口 弥三郎君	森下 政一君	小酒 井義男君
長島 銀蔵君	宮田 重文君	佐多 忠隆君	重盛 壽治君
長谷山 行毅君	横川 信夫君	久保 等君	田畑 金光君
大矢 半次郎君	石村 幸作君	森崎 隆君	高田 信子君
木内 四郎君	石原 幹市郎君	安部 キミ子君	矢嶋 三義君
植竹 春彦君	松岡 平市君	藤田 進君	戸叶 武君
御木 亨弘君	大谷 盛清君	栗山 良夫君	吉田 法晴君
一松 政二君	西郷 吉之助君	藤原 道子君	小笠原 三男君
木村 龍太郎君	左藤 義詮君	若木 勝藏君	山田 節男君
郡 祐一君	寺尾 豊君	天田 勝正君	松本 治一郎君
中山 壽彦君	小林 英三君	中田 吉雄君	三橋 八次郎君
草葉 隆圓君	大屋 晋三君	千葉 信君	荒木 正三郎君
島津 忠彦君	山本 經勝君	三木 治朗君	曾根 益君
雨森 常夫君	宮澤 喜一君	市川 房枝君	八木 幸吉君
西岡 ハル君	横山 フク君	紅露 みつ君	有馬 英二君
重政 庸徳君	深水 六郎君	最上 英子君	深川 タマエ君
藤野 繁雄君	加瀬 完君	平林 太一君	東 隆君
加藤 武徳君	榎原 亨君	菊田 七平君	井村 徳二君
高橋 進太郎君	上原 正吉君	寺本 廣作君	木島 虎蔵君
永岡 光治君	伊能 繁次郎君	白川 一雄君	松浦 清一君
仁田 竹一君	田中 啓一君	赤松 常子君	鈴木 强平君
岡田 信次君	小野 義夫君	武藤 常介君	中川 幸平君
古池 信三君	平井 太郎君	八木 秀次君	加藤 シツエ君

三浦 義男君	千田 正君
松澤 兼人君	吉米 地義三君
三好 英之君	長谷部 ひろ君
相馬 助治君	村尾 重雄君
一松 定吉君	松原 一彦君
笹森 順造君	
国務大臣	
厚生大臣	川崎 秀二君
国務大臣	大藤 唯男君
政府委員	
文部政務次官	寺本 廣作君
運輸政務次官	河野 金男君
運輸省航空局長	荒木 茂久二君

参議院會議録第三十六号正誤	
頁 段 行 誤 正	
六六一	昭和二十年 昭和二十九年 年度

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部

十五円

行所

東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局